

売却区分 番号	9	見積価額	198,000円
		公売保証金	20,000円

財産の表示

(土地)

所 在：北杜市白州町花水字上深沢
地 番：4335番41
地 目：山林
地 積：235㎡

以上登記簿による表示

財産の状況

1 対象物件は、東側で幅員約7mの私道とほぼ等高に接面しており、入口の間口は約18m、略長方形の土地である。地勢は、草が生い茂っており、西側に向かい緩やかな傾斜がある。

2 境界については、隣接土地所有者と協議すること。

3 対象物件の管理は「関東管財 株式会社」が行っている。入札に際しては必ず事前に管理会社に管理規約を確認すること。

管 理 者：関東管財 株式会社
事務所所在地：山梨県北杜市高根町東井出4986番地693
電 話 番 号：0551-47-3911

4 管理費等について管理規約を確認したところ、次のとおりである。

共益管理費	年額	16,500円
水道施設換負担金	年額	2,200円（水道を供給しない場合）
計	年額	18,700円

※建物を使用する際の水道料については、次のとおり定められている。

水道基本料	年額	21,120円
水道施設換負担金	年額	6,600円

5 現所有者に未納管理費等がある場合でも買受人は未納管理費等を承継しない。

6 隣接者が土地の一部を畑として占有している。対象物件の使用・占有状況について、占有者に文書で照会したところ、令和7年7月3日現在で以下のとおり回答があった。

- ・占有権原 所有者との契約なし
- ・占有目的 畑
- ・占有部分 約10㎡

・占有開始日 令和2年5月

- 7 対象物件内の動産類の処理及び対象物件の使用・占有状況について、現所有者に文書で照会したが、令和8年8月7日現在回答はない。
- 8 対象物件に動産等がある場合は、公売対象外である。
- 9 主要な公法上の規制等は、次のとおりである。
- ・都市計画区域外
 - ・北杜市まちづくり条例の田園集落地域に該当。建築物の新築、増築、改築、移転について、届出が必要となることがある。
 - ・建ぺい率 50%以下
 - ・容積率 100%以下
 - ・緑化率 20%以下
 - ・建築物の高さ 13m以下
 - ・壁面位置 道路協会及び隣地境界から2m以上
 - ・最低敷地面積 条例施行以前から存在する分譲地であるため、適用除外
 - ・供給処理施設
上水道 なし（井戸）
下水道 なし（浄化槽）
- 10 対象物件は、埋蔵文化財保護法の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。
- 11 消費税及び地方消費税については、非課税財産である。（インボイスは交付しない）
- 12 公共交通機関等について
[最寄駅] JR中央線「長坂」駅から西方約1.8km
[最寄IC] 中央自動車道「長坂」ICから南西方約3.9km

<その他>

- ・当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、公売に参加してください。
- ・国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札することはできません。詳細は山梨県ホームページ、もしくは山梨県総合県税事務所滞納整理第一課にて確認してください。
- ・山梨県暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできません。
- ・山梨県は引渡しの義務を負いません。
- ・山梨県は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
- ・公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などはすべて買受人が行うこととなります。
- ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。
- ・所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により山梨県が行います。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となります。